

第3回

廃棄物回収・処理システムのアップデート

株式会社リーテム エコマネジメントユニット 浦出陽子 氏

1. はじめに：日本の街がきれいな理由

外国人観光客が驚く日本のすごいところとして、「公共交通機関が時間通りに運行する」「マナーが良い」に加えて、「街がきれいで清潔」が挙げられるそうです。これは、全国各地に廃棄物の回収・処理システムが整備され定着しているからで、世界に誇れることではないでしょうか。

筆者は、10年ほど前にバングラデシュの首都ダッカで廃棄物処理に関する調査を行いました。当時のダッカでは、廃棄物運搬車両が不足している、幹線道路が大渋滞している、道路が未整備で大雨になると車両がアクセスできないなどの理由で、集積所に出された廃棄物を収集日に100%回収できない状況でした。廃棄物は適正に処理されなければ生活環境を汚染します。集積所に廃棄物が何日も残ると、街を清潔な状態に保つのが難しくなります。それに比べると、日本では、コロナ禍でさえ当然のように廃棄物が日々回収され、滞りなく適正に処理できるインフラシステムが根付いています。

2. 日本の廃棄物回収・処理システムの成り立ち

ただし、この日本の廃棄物回収・処理システムも一朝一夕にできたわけではありません。

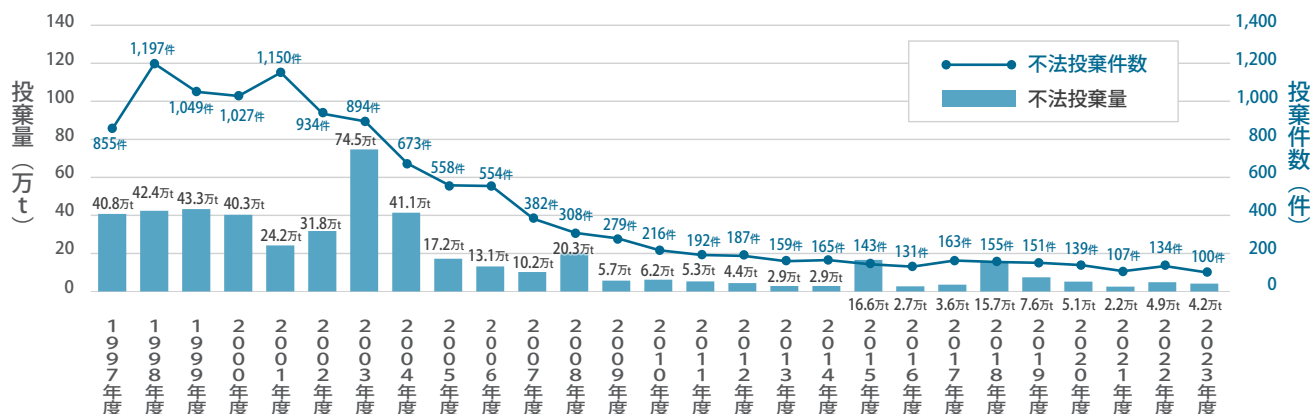
家庭ごみの定時回収は、1964年の東京オリンピックを契機に本格的に始まりました。しかし東京

23区では各区の清掃工場の建設が追いつかず、江東区の埋立処分場「夢の島」にごみを焼却せずそのまま埋め立てていたため、夢の島は「ハエの天国」と呼ばれるような状態になりました。同時に、運搬車両で遠方の埋立処分場まで運ぶために道路渋滞が起き、通過する道路の周辺で悪臭も生じて、住民にとって深刻な問題となります。反対運動で清掃工場の建設が進まない杉並区と、それを理由に杉並区のごみの搬入を拒否する江東区の間で紛争に発展しました。1971年に漸く都知事が「ごみ戦争」を宣言し、ごみ対策を徹底するに至りました。

同じ時期から行き場のない産業廃棄物の不法投棄も顕在化します。香川県の豊島では、1975年頃から15年間にわたって大量の産業廃棄物が運び込まれ、野焼きや放置により土壌や地下水が汚染されました。また1999年、青森県と岩手県の県境でも首都圏から運び込まれた大量の産業廃棄物が覆土の下に発覚しました。いずれも、原状回復工事等に10年以上を要し、500億円を超える公費がかかった国内最大級の不法投棄事案です。

このような社会的大問題を解決するために、1970年に廃棄物処理法が公布され、排出者責任の原則に基づいて適正な分別・回収・処理方法を強化するよう法改正が繰り返し行われました。こうして廃棄物の回収・処理システムが形作られてきました。その結果、家庭ごみは市町村、事業系一

■図表 1. 不法投棄件数及び投棄量（新規判明事案）



出典：環境省 産業廃棄物の不法投棄等の状況（令和5年度）について

■図表 2. 排出事業者の責任

求められる主な行動	概要
廃棄物処理業者の許可制度と許可業者への委託	廃棄物の収集運搬や処分を業として行う者は、一般廃棄物は市町村長の許可を、産業廃棄物は都道府県知事等の許可を受けなければならない。排出事業者は、自ら処理しない場合には、許可を受けている業者に廃棄物の収集運搬や処分を委託しなければならない。
委託処理契約の締結	産業廃棄物の収集運搬や処分を許可業者に委託する前に、廃棄物処理法に定められた記載事項を網羅した契約書を締結しなければならない。契約終了後5年間保存しなければならない。
マニフェスト(産業廃棄物管理票)の交付	産業廃棄物の収集運搬や処分を許可業者に委託する際には、マニフェストを交付しなければならない。その回付によって委託した廃棄物の確実な処理を確認しなければならない。
最終処分までの注意義務	廃棄物の処理を委託した場合には、排出事業者は、その処理状況を確認し、最終処分終了までの工程が適正に行われるために必要な処置(現地確認など)を講ずるよう努めなければならない。

般廃棄物や産業廃棄物は排出事業者が責任を持って処理するようになり、産業廃棄物の不法投棄も、2001年度の1,150件、03年度の74.5万トンを一ピークに件数、量ともに減少し、23年度に新規に判明した不法投棄は100件、4.2万トンとなっています(図表1)。

3. 排出事業者の責任と廃棄物管理のルール

排出事業者の責任は、「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない」と廃棄物処理法に定められている通り、自ら排出した廃棄物のリサイクルや処分に責任を持つことです。繰り返される不法投棄の防止のため、廃棄物処理業者の処理責任だけでなく、廃棄物の排出事業者にも処理を委託した後の責任が重く課されるようになりました。例えば、前述の青森・岩手県境の不法投棄事案では、県知事から排出事業者に自社の産業廃棄物を片付けるよう命令が出されて、排出事業者がその一部を撤去しました。

なぜ、生活環境を汚染するとわかっている廃棄物を、適切に処理しないでみだりに捨ててしまうのでしょうか？それは、そもそも廃棄物は自分にとって不要になった物なので、その処理に手間やお金をできるだけかけないようにしようと考えてしまいがちだからです。

そこで適正処理を促すために、廃棄物処理法は、排出事業者が実施すべき様々な管理業務を定めています(図表2)。その主な内容は、排出事業者自ら、適正に処理できる許可業者を選んで、どのような方法で処理をするか契約書で約束し、マニフェストのやり取りをして自社の廃棄物の最終処分までを確認するというものです。このルールを守らないと上記のような行政の命令や厳しい罰則の対象となります。実際に違反行為を行った法人に対してはもちろん、個人に対しても同様の罰則

を課されるのが同法の特徴です。読者の皆さまも、自社の廃棄物を排出するときにルールを守れているか、この機にご確認ください。

4. サステイナブルな社会に向けて、廃棄物回収・処理システムのアップデート

日本にはこのような厳しいルールがあるからこそ、世界に誇れる廃棄物の回収・処理システムのもとで、大量の廃棄物を適正に処理したりリサイクルしたりでき、生活環境をきれいで清潔に保てていると言えます。

しかし最近新たな問題が起きています。廃棄物処理法の対象外である金属スクラップや雑品スクラップと呼ばれる不要物が、このシステムの外で不適正に保管されたり処分されたりすることで、騒音や悪臭、火災の発生や不適正な輸出につながるという事案が全国各地で報告されるようになりました。

この問題に対処するために、8県4政令市で新たな条例が制定されています。茨城県でも、「再生資源物の屋外保管の適正化に関する条例」が本年4月に施行されました。政府は、環境対策が不十分な事業者に対する規制に加えて、電子マニフェストやITを活用したトレーサビリティ(廃棄物の移動を追跡可能にすること)の強化等により排出事業者責任を徹底することを、昨年発表した循環型社会形成推進基本計画に盛り込んでいます。

不法投棄や不適正な処理の問題は、私たちが使い終わった物を手放すとき、「不要物だからあとは他者にお任せ!」と無関心なところから生じています。サステイナブルな社会に向けて、排出者が不要物を「貴重な資源」としてとらえ直し、リユースやリサイクルなど循環利用の方法を選びやすくなるように廃棄物や不要物の回収・処理システムをアップデートすることが、事態の改善につながると考えます。